

総務省国立研究開発法人審議会 の任務等について

平成27年4月
総務省情報通信国際戦略局

独立行政法人制度の見直し(4月1日～)

独立行政法人について、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるようにするため、平成27年4月1日から制度改革を行うもの(平成26年6月、独立行政法人通則法の一部を改正する法律成立)。

制度改革の概要

(1)業務の特性を踏まえた法人の分類

- 全法人に対して一律に同じ規定を適用している現行制度を見直し、業務の特性に対応した法人のマネジメントを行うため、三つに分類(中期目標管理法人、**国立研究開発法人**、行政執行法人)

(2)PDCAサイクルが機能する仕組みの構築

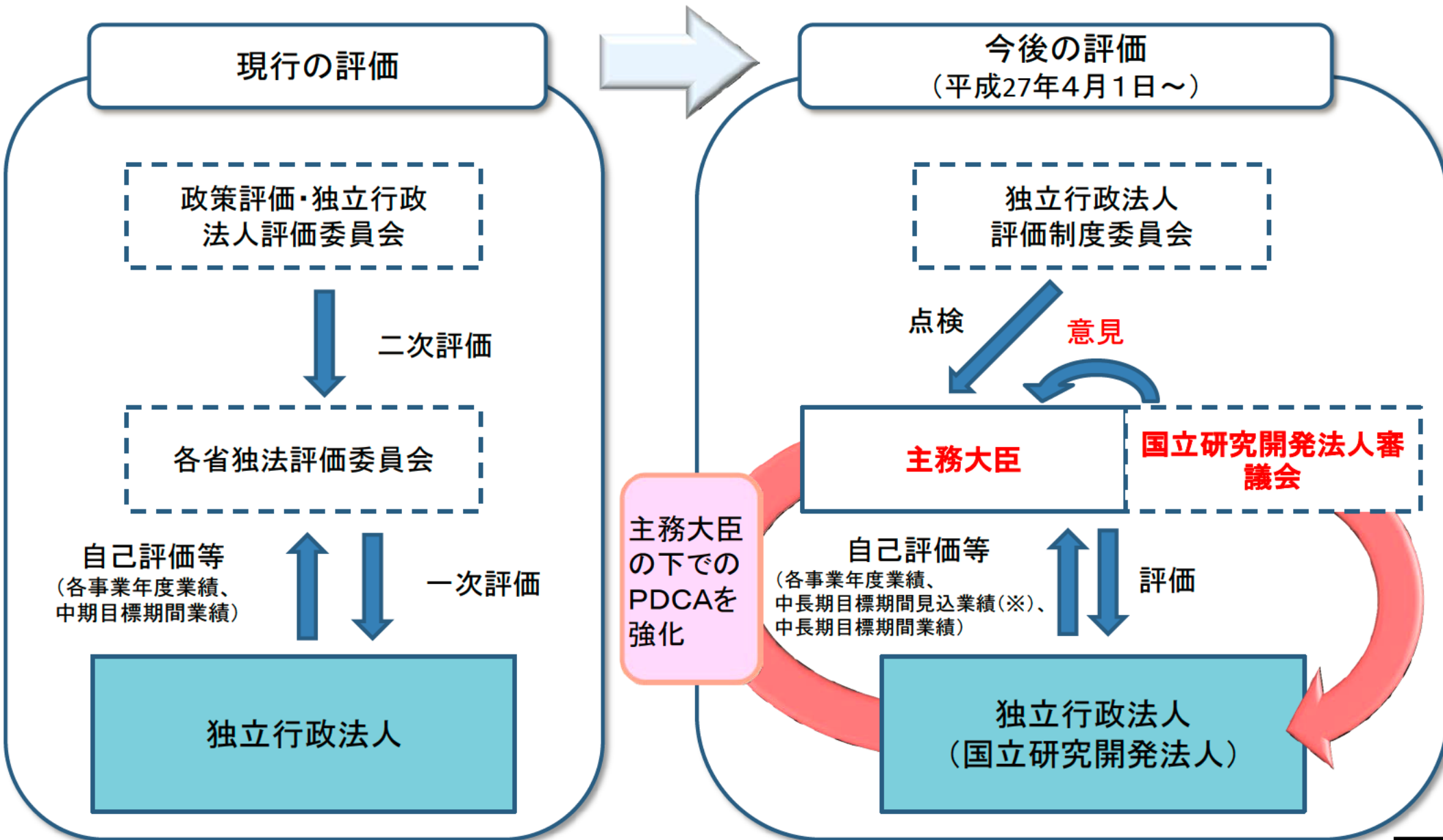
- **主務大臣の下での政策のPDCA(注)サイクルを強化**し、目標・評価の一貫性・実効性を向上

注:PDCA:P(Plan:目標、計画)→D(Do:実施)→C(Check:評価)→A(Action:改善)

(3)法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

- 法人の内外から業務運営を改善し得るよう、**法人内部のガバナンスを強化するほか、主務大臣による是正措置を整備**

国立研究開発法人の評価の見直し



(※) 通則法改正により新たに開始。中長期目標期間が5年の場合は4年目の年度終了後に実施。

国立研究開発法人審議会の任務

国立研究開発法人審議会(新法)

- 中長期目標の策定・変更に関し委員会に意見を聴こうとする
ときの意見(第35条の4第3項)
- 各事業年度に係る業務の実績の評価(第35条の6第1項)
- 中長期目標の終了時に見込まれる中長期目標期間中の業
務の実績の評価(第35条の6第1項)
- 中長期目標の期間における業務の実績の評価(第35条の6
第1項)
- 法人の長の任期が中長期目標期間中に終了する場合の任
期中の期間の業務の実績の評価(第35条の6第2項)
- 中長期目標終了時の業務及び組織全般にわたる検討に対
する意見(第35条の7第2項)

研究開発以外の事務及び事業、法人全体のガバナ
ンス等についても議論

独立行政法人評価委員会(旧法)

- 業務方法書の認可(第28条3項)
- 中期目標の作成・変更(第29条第3項)
- 中期計画の認可(第30条第3項)
- 各事業年度に係る業務の実績の評価(第32条1項)
- 評価結果の評価委員会への通知(第32条第3項)
- 中期目標の期間における業務実績の評価(第34条第1項)
- 中期目標の期間の終了時の主務大臣の検討への意見(第3
5条第1項)
- 業務運営の改善その他の勧告(第32条第3項)
- 財務諸表の承認への意見(第38条第3項)
- 剰余金の使用の承認(第44条第4項)
- 短期借入金乗り換え等の認可(第45条第4項)
- 不要財産に係る国庫納付等の認可(第46条の2)
- 不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求をすることがで
きる旨の催告の認可(第46条の3)
- 重要財産処分認可(第48条第2項)
- 特定独立行政法人の役員に対する報酬等の支給の基準へ
の意見(第53条、第62条)

国立研究開発法人の業績評価及び中長期目標について

業績評価（「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）

- 評価の基準を個別具体的に作成し、それに基づいて評価を実施
- 評価は、中長期目標を元にした項目別評定（以下「項目別評定」という。）と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定
- 研究開発に係る事務及び事業については、研究開発業務の特性等を踏まえ、適切な評価軸に基づき評価
- 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付す（「B」を標準）

中長期目標（「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）

- 「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ能率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を策定
- 法人の役割（ミッション）、目標に応じ、目標策定時に評価軸を設定し、法人に提示

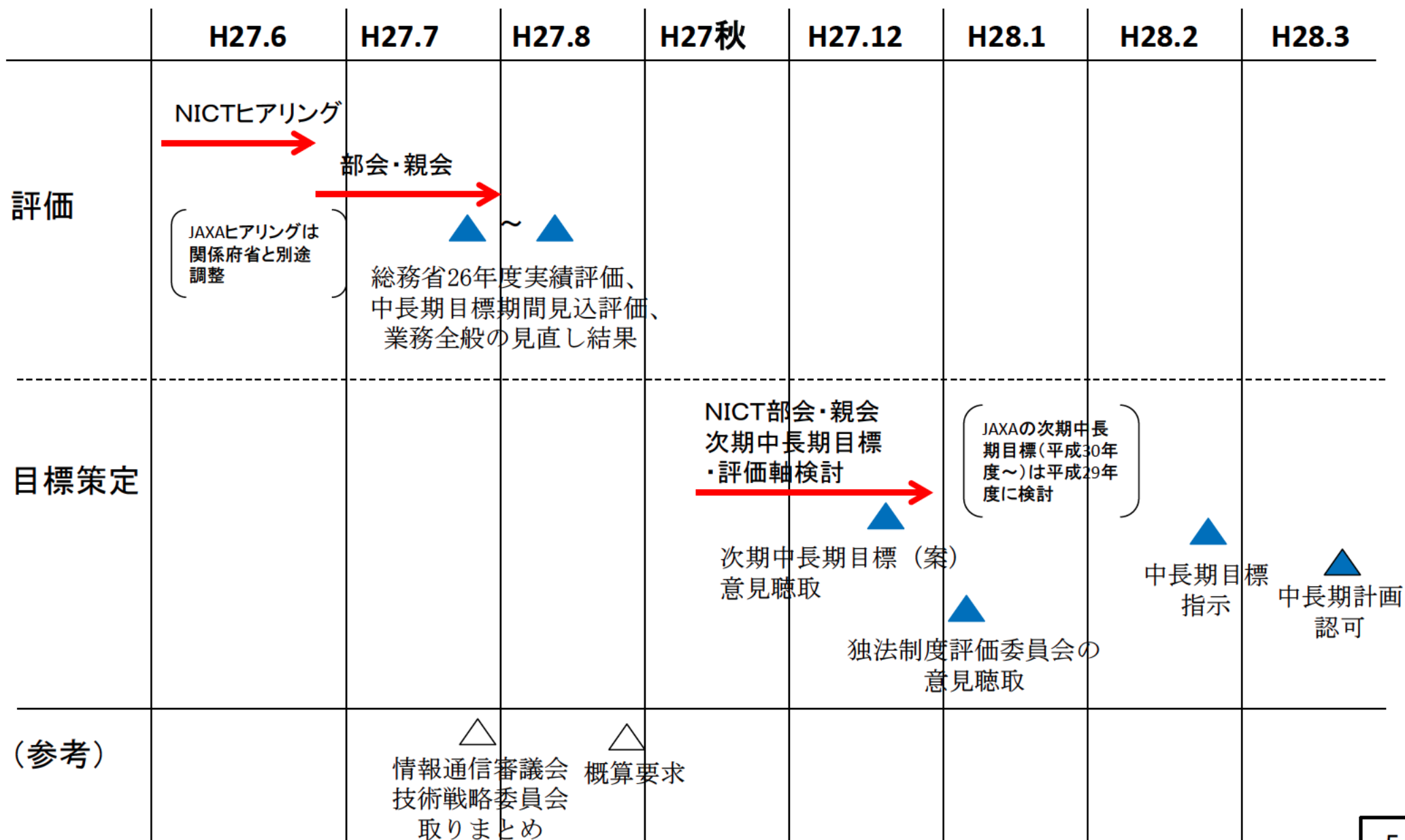
「研究開発成果の最大化」（指針Ⅲ1(2)）

- ✓ 国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」すること。

「評価軸」（指針Ⅲ5(1)⑤）

- ✓ 科学的・技術的観点等を踏まえて設定する、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての視点
- ✓ 評価に当たっては、評価軸を基本とし、定性的・定量的な観点から評価

総務省国立研究開発法人審議会の今後の想定スケジュール



1. 背景

- 総合科学技術・イノベーション会議において、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次期科学技術基本計画に関する検討が開始
→ ICT分野を担当する総務省としても積極的に検討に貢献
- 独立行政法人通則法の改正により、平成27年4月、情報通信研究機構(NICT)は国立研究開発法人に移行
→ 新法人制度移行のために新たな体制の整備、及び次期中長期目標に向けた検討が必要

	26年度	27年度	28年度
政府全体	第4期科学技術基本計画 (H23-27)		第5期科学技術基本計画
NICT	現行体制	国立研究開発法人	
目標:	第3期中期目標 (H23-27)		第4期中長期目標

2. 検討の方向

情通審答申(H26年6月)

「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」を検討
→ 我が国発のイノベーションの創出を実現するための方策をとりまとめ

イノベーションのシーズを生み出すための未来への投資として、国やNICTの基礎的・基盤的な研究開発をしっかりと進めていくことが必要

情通審諮問(H26年12月18日)

平成28年度からの5年間を目途とした「新たな情報通信技術戦略の在り方」を検討予定
→ 研究開発、成果展開、産学官の連携等の推進方策及び重点研究開発分野・課題をとりまとめ予定

3. 答申を受けた対応

重点研究開発分野・課題を踏まえ、平成28年度からの研究開発施策を推進するとともに、NICTの第4期中長期目標の策定に活用。併せて、総合科学技術・イノベーション会議における第5期科学技術基本計画の検討に資する。

4. 今後のスケジュール

7月頃答申予定

第5期科学技術基本計画策定の具体化に向けた考え方【概要】

資料2-2

未来を先取りし世界に先駆けた成長モデルを構築し、多様な場でイノベーションが連鎖する
世界で最もイノベーションに適した国へ

○未来の産業創造・社会変革に向けた取組

- ・未来への投資として、新たな価値を生み出す超スマート社会の形成を世界に先駆けて推進
 - 未来の産業創出と社会変革の種となるチャレンジングな研究開発を推進
 - 未来の社会・ビジネスを構想し、我が国が強みを有する研究・技術を取り込みシステム化し、サービスや事業の連鎖を提供するバリューネットワークを構築
 - 超スマート社会に向けた先導的なプロジェクトを推進

○経済・社会的な課題への対応

- ・国内外の経済・社会的な課題に対して、科学技術イノベーションを通じ解決を図る
課題：
 - エネルギー・資源・食料の安定的な確保
 - 超高齢化社会等に対応する持続可能な社会の実現
 - 産業競争力、地域活力の向上
 - 国及び国民の安全・安心の確保
 - 地球規模の問題への対応と世界の発展への貢献

共通基盤技術の強化

- ・先行きの見通しが立ちにくい大変革時代を先導する人材、知の基盤の強化
「壁」を打破する知的プロフェッショナルの育成・流動化 知の基盤の涵養
 - 優秀な若手の流動性・安定性に配慮したシステム構築
 - 年俸制の導入、シニアへの任期付雇用等の促進

○基盤的な力の育成・強化

イノベーションシステムにおける様々な「壁」を打破し、人材、知、資金の好循環を誘導

- 国立研究開発法人の橋渡し機能等の強化
- 大学改革と研究資金改革を一体的に推進し、財源の多様化を促進
- 企業のオープンイノベーションの推進
- 内発的・自律的な地域イノベーションを加速

新たな宇宙基本計画の概要

参考3

宇宙政策を巡る環境変化を踏まえ、

- 「国家安全保障戦略」に示された新たな安全保障政策を十分に反映し、
 - 産業界の投資の「予見可能性」を高め産業基盤を維持・強化するため、
- 今後20年程度を見据えた10年間の長期的・具体的整備計画として新たな「宇宙基本計画」を策定

宇宙開発戦略本部決定
(第9回 H27.1.9)

環境認識・基本スタンス

【環境認識】

- ①宇宙空間におけるパワーバランスの変化
- ②宇宙空間の安全保障上の重要性増大
- ③宇宙空間の安定利用の必要性
- ④我が国産業基盤の揺らぎ
- ⑤地球規模課題解決に宇宙が果たす役割の増大
- ⑥科学技術～安全保障・産業振興の有機的サイクルの不在

【宇宙政策の目標】

- ①宇宙安全保障の確保
- ②民生分野における宇宙利用促進
- ③産業・科学技術基盤の維持・強化

当省関連施策

○衛星通信・衛星放送

- ・開発すべきミッション技術や衛星バス技術等を明確化し、打ち上げ～国際展開に至るロードマップ、国際競争力に関する目標設定や今後の技術開発のあり方について検討(平成27年度中に結論)。
- ・これを踏まえた新たな技術試験衛星を平成33年度をめどに打ち上げることを目指す。
- ・データ量の増大、周波数枯渇に対応する光データ中継衛星の開発

○リモートセンシング分野

- ・現在開発中の安全保障、災害予防・対応、地球環境観測や資源探査のための取組を着実に進める。
- ・その他、新たなリモートセンシング衛星の開発及びセンサ技術の高度化に当たっては、わが国の技術的優位や、学術・ユーザーコミュニティからの要望、国際協力等を踏まえ、出口が明確なものについて優先的に進める。